

○南伊勢町子ども会活動補助金支給要綱

平成29年5月24日

教育委員会告示第13号

南伊勢町子ども会活動補助金支給要綱(平成23年南伊勢町教育委員会告示第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この教育委員会告示は、地域の活動をとおして、子どもたちに様々な活動の機会や場を提供したり、指導者やボランティアとして、積極的に子どもたちと関わりながら地域ぐるみで子どもを育てていくため、南伊勢町子ども会活動補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この教育委員会告示において「地区子ども会」とは、南伊勢町子ども会連合会に加入している町内の子ども会をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地区子ども会が実施し、子どもたちの健全育成に寄与すると認められるものとする。

(補助の対象者)

第4条 補助金は、地区子ども会に対して交付する。

(補助対象経費)

第5条 補助対象者が行う補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるもので教育長が適当と認めたものについて交付する。

(補助金の額)

第6条 補助金は補助金予算の範囲内で交付するものとし、その額は、前条に掲げる補助対象経費の2分の1で年額2万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付申請及び概算払請求をしようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊勢町子ども会活動補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる必要な書類を添付して教育長に申請するものとする。

(1) 南伊勢町子ども会事業計画書(様式第2号)

(2) 南伊勢町子ども会収支予算書(様式第3号)

(3) 南伊勢町子ども会活動補助金概算払請求書(様式第4号)

(4) その他教育長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第8条 教育長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付(概算払を含む。以下同じ。)の可否を決定するものとする。

2 教育長は、補助金を交付することを決定したときは、その旨を南伊勢町子ども会活動補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するとともに、補助金の一部又は全額について概算払をする。

3 教育長は、補助金の不交付を決定したときは、その旨を南伊勢町子ども会活動補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

4 教育長は、補助金の交付について、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の交付申請内容の変更等)

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止(廃止)しようとするときは、南伊勢町子ども会活動補助金変更等承認申請書(様式第7号)により教育長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請について承認したときは、南伊勢町子ども会活動補助金変更等承認通知書(様式第8号)により、また、承認しなかったときは、南伊勢町子ども会活動補助金変更等不承認通知書(様式第9号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 教育長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、事業が完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、南伊勢町子ども会活動補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる必要な書類を添付して教育長に報告しなければならない。

(1) 南伊勢町子ども会収支精算書(様式第11号)

(2) 事業実施状況写真

(3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の交付の確定)

第11条 教育長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めると

きは、南伊勢町子ども会活動補助金交付確定通知書(様式第12号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(交付の取消し又は補助金の返還)

第12条 教育長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又はこれに基づく町の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

2 教育長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対し既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 事業は、南伊勢町子ども会が行う事業経費の一部を補助することを目的とし、その使用に係る一切の責任は補助金交付決定者に帰するものとする。

2 この教育委員会告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この教育委員会告示は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象となる経費に関する基準

補助対象経費は、その費用の項目別に次のとおりとする。

項目	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
報酬、給与等		団体等の職員給与など全般
共済費、賃金	事業実施のために雇ったスタッフやアルバイトの人件費(実施団体等の構成員に支払われるものを除く。)	左記以外の共済費、賃金等全般
報償費	講師・有識者への謝金、アトラクション謝礼その他補助事業の実施に直接必要な経費で、実施団体等以外の者に支払う経費	左記以外の報償費全般
旅費	調査旅費、講師・有識者招へい旅費、補助事業の実施に直接必要な旅費	実施団体等の構成員に支払われる補助事業以外の通常の活動旅費
需用費	補助事業の実施に要する消耗品費(各種材料費、食材代、教材、資料代を含む。)、燃料費、光熱水費、印刷製本費(写真代、看板、横断幕等作成費を含む。)、修繕料	事務的経費の性格を有する消耗品、左記以外の燃料費、光熱水費、修繕料
食糧費	講師、出演者、スタッフ等の弁当代等(酒類・高額な弁当・茶菓子代の支出や申請団体等会員への弁当代等を除く。)	左記以外の全般
役務費	補助事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料	左記以外の通信費、通訳料、保険料、筆耕料及び広告料
委託料	補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体等の構成員以外の者に支払う経費、実施事業に係るホームページの更新委託料	左記以外の委託料
使用料、賃借料	補助事業の実施に要する会場借上料、機材借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料	左記以外の使用料、賃借料
備品購入費	補助事業の実施に要する機材のうち、リース対応が不可能な物品で、団体等での管理が確実にできるもの	左記以外の備品購入費
負担金		負担金全般
その他	補助事業の実施に直接必要な費用(簡易な工事に係る費用など)で、団体等が実施する当該事業の経費の3分の1以下のもの	・団体等の運営及び維持のために要する経常経費 ・補助事業の実施に直接必要とは認められない団体等の活動経費